

公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎県地震アセスメント調査業務

(2) 業務内相

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(4) 予算限度額

136,455 千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年8月25日(月)	公募開始
令和7年9月8日(月)	参加表明書提出期限
令和7年10月10日(金)	業務提案書提出期限
令和7年10月下旬予定	業務提案書審査、審査結果通知

3 業務提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添業務提案書作成要領により作成した業務提案書

(2) 提出部数

業務提案書 15 部を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年10月10日(金)午後5時(必着)

この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 危機管理部 防災企画課 防災企画班

担当: 野原

T E L : 095-895-2142

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 業務提案書は 1 者 1 提案までとします。

イ 業務提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

4 質疑及び回答

(1) 提出方法

電子メールにて質問を提出してください。下記メールアドレスあて提出後、「 8 問い合わせ先」記載の担当者あて質問を送信した旨、電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「長崎県地震アセスメント調査業務質問書」としてください。

(メールアドレス) nohara.kodai@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和 7 年 9 月 8 日 (月) 午後 5 時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定していません。

5 審 査

(1) 審査の方法

ア (2) の審査基準に基づき、県が設置する審査委員会においてプレゼンテーションを実施したうえで、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「オ. 想定の手法」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「オ. 想定の手法」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえこれを決定します。

イ 提案者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、予備審査 (書類審査のみ) を行う場合があります。その場合、予備審査で優秀な提案とされた提案者のみがプレゼンテーションに参加できます。

ウ 審査委員会の日程等 (10 月下旬にオンラインで実施予定) は、プロポーザル参加者へ別途通知します。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
ア．業務実績	過去に同種または類似の業務を実施した十分な実績を有しているか。	20
イ．業務実施体制	委託業務を確実に遂行できる実施体制、配置人員となっているか。	10
ウ．配置予定技術者	過去に同種または類似の業務を実施した十分な実績を有しているか。	10
エ．実施計画	業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	20
オ．想定の手法	適切な手法、適切なデータ・資料を用いて実施することとしているか。	30
カ．価格	・ 価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	10
		合計 100点

審査項目アからオまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.5
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.3
E(劣っている)	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

6 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、業務提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、業務提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内(予定) に交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うことになります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

7 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(長崎県及び審査委員会での使用に限る)。
- (3) 契約者以外の業務提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

8 問い合わせ先

長崎県 危機管理部 防災企画課 防災企画班

担当：野原

T E L : 095-895-2142

E-mail : nohara.kodai@pref.nagasaki.lg.jp

9 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式) を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱いするものではありません。
- (2) 業務提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) 仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、または仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて長崎県に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。